

令和3年1月12日

会員 各位

公益社団法人
松伏町シルバー人材センター
理事長 安藤 孝一

緊急事態宣言再発令に伴う シルバー人材センター事務局の対応について

1月7日、埼玉県を含む首都圏の1都3県を対象に、新型インフルエンザ等対策等別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されました。

埼玉県では、国が定めた基本的対処方針に基づき、感染の拡大に歯止めをかけ、医療崩壊を防ぐとともに県民の命を守るため、『**外出自粛の要請、飲食店の営業時間の短縮要請等、催物（イベント等）の開催制限の要請、その他の事業者の皆様への要請**』などの緊急事態措置等が実施されます。

事業者への要請としては、『**テレワークの徹底（目標値：出勤者数の7割削減）、在宅勤務、時差出勤の徹底、職場・寮における感染防止策の徹底、従業員への基本的な感染防止策の徹底や、会食自粛等の呼びかけ**』などがあります。

昨年新型コロナウィルス感染症発生以来、当センターでも様々な感染防止対策等をしてまいりましたが、さらに、危機感を持って対策を講じた上で、基本的な業務等は通常どおり続けていく予定であります。

また、今後の状況の変化により対応が変わることもありますが、そのときは改めて連絡させていただきます。

そして、会員・ご家族の皆様にも下記のような対策・対応をお願いいたします。

記

- 1 **不要不急の外出、県境をまたぐ移動の自粛**。特に、**午後8時以降の不要不急の夜間外出自粛**（医療機関への通院、食料・医療品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤・通学、屋外での運動や散歩など生活や健康の維持のために必要な場合を除く）
- 2 今まで以上に「**3つの密**」（**密閉・密集・密接**）を避ける。
- 3 **家庭内感染を防ぐ**配慮をする。

以上